

IP / 03 / 1565

Brussels, 18th November 2003

税関：輸送セキュリティ協力に関して米国と署名された合意

Customs : agreement initialled with United States On
transport security co-operation

欧州委員会税制関税総同盟 Robert Verrue 局長と米国 Rockwell Schnabel 駐EU大使は、11月18日、EU/US税関協定の範囲に輸送セキュリティを含めるための協定に署名した。本協定は、EUと米国の双方に対して相互主義原則にのっとり、セキュリティを改善するものである。さらに、合法的な貿易に対する税関の管理はまさにセキュリティ問題を考慮するものであるということを確認することによって、また米国及びEUの企業に等しい管理レベルとスタンダードを創出することによって、貿易円滑化とセキュリティのバランスを保証するものである。

欧州委員会、税制・関税担当コミッショナーFrits Bolestein氏は、交渉の結果に満足の意を表した：“これは重要な前進の一步である。EUと米国は、貿易の安全確保のため、また米国及びEUに対して等しい条件を確保するため、手に手を取って作業することになる。”

欧州委員会は、2003年3月18日付けの指令（IP/03/399参照）に基づいて、欧州共同体のために、本合意について米国と交渉を行ってきた。本合意は、貨物が積み出される前に通常の税関管理におけるセキュリティ・チェックを統合できるよう国際協力を確立するために、2001年9月11日後に米国が始めたイニシアティブを補うものである。本相互協定は、また、EU及び米国に輸入される、積み替えされる、あるいは通過する全ての地域からのコンテナのセキュリティを確保するものである。欧州委員会はセキュリティ向上について米国と問題意識を完全に共有し、これら問題意識に対応するための最も有効な方法は、共同体レベルにおいて米国との協力によることを考慮する。かくて、欧州共同体としての協定は、加盟国間での異なった取り扱いとEU内での貿易の迂回を防止する。また、本協定は、合法的な大西洋貿易が阻害されないこと、及び、管理スタンダードはEU企業及び米国企業の間で等しくされることを確保するものである。協力の重要なエレメントは、米国が実施している所謂24時間ルール、あるいは7月の欧州委員会の提案（IP/03/1100）のような、洗練されたターゲティングを実施するための事前情報が入手可能となることである。

(閣僚理事会によってEUサイドで)公式に採択されれば、本協定は、1997年5月28日に署名された、税関協力と相互支援に関する現行の欧州 - 米国協定を拡大することになる。現行協定は古典的な税関協力に焦点を当てているが、他方、拡大協定は、国際輸送における物流チェーンのセキュリティ確保における協力をカバーするものである。本協定は、拡大協定に必要な技術的エレメント(付属書参照)を詳細にするためのワーキンググループを設置する。このワーキンググループは、間もなく作業を開始する予定になっている。

詳細は Europa ウェブサイトを参照されたい。

http://europa.eu.int/comm/taxation_customs/customs/information_notes/containers_en.htm

コンテナセキュリティ及び関連事項に関する協力を包含するための

CMAA の強化と拡大に関する欧州共同体（EU） 米国合意の付属書

コンテナセキュリティ及び関連事項に関する協力を包含するための CMAA の強化と拡大に関する欧州共同体（EU） 米国協定のパラグラフ 5 によって設置されたワーキンググループは、国際貿易に対する税関の管理はまさにセキュリティ問題を考慮するものであるということを確認する視点に立って、米国 CBP EU 税関当局協定の以下の分野を含む諸問題に関する検証と勧告を行なう：

- a) 最小限のスタンダードを定義し、特に CSI への参加という視点から、かかるスタンダードが満たされ得る方法を勧告すること
- b) 国際貿易のセキュリティ管理に関するベスト・プラクティスの適用を明確にし、拡張する
- c) 米国及び EU へ輸入、積み替え、あるいは通過するハイリスク貨物を明らかにするために必要な情報について最大実行可能な範囲にわたってスタンダードを定義し確立すること
- d) 情報交換、自動ターゲティング・システムの使用、及び、検査技術とスクリーニング方法に対する最小限度のスタンダード開発を含め、ハイリスク貨物をスクリーニング及びターゲティングすることについて最大実行可能な範囲にわたってスタンダードを改善し確立すること
- e) サプライチェーン・セキュリティを改善し合法的な貿易を円滑化するために、インダストリー・パートナーシップ・プログラムについて最大実行可能な範囲にわたってスタンダードを改善し確立すること
- f) 本ワーキング・グループの勧告を実施するために必要とされる規則・立法上の変更を明らかにすること
- g) 本付属書で述べられている問題に関して、より強化され拡大された税関協力をさらに実施する文書と方法を検討する。